

**重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律施行規則**

第五条 移転又は所有権の取得を目的とする権利の移転若しくは設定を受けた者（以下「譲受者等」という。）は、別記様式第八の届出書を提出して、それぞれ前項の届出をすることができる。  
法第十三条规定第一項第五号の内閣府令で定

（譲受け予定者等の国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等をいう。）法人にあつては、その法人の設立に当たつて準拠した法令を制定した国）

がその代表者であるもの又はそれらの者がその役員の過半数若しくは議決権の過半数を占めるものである場合は、その旨

（内閣府令）及び第十二条第五項の内閣府令で定める事項は、指定の事由とする。

**第二条** 法第九条第一項に規定する命令は、別記（命令の方法）

**第三条** 重要施設周辺及び国境離島等における土（収用委員会は対する裁決申請書の様式）

地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(昭和三〇年五月二十一日法律第百四十九号)。

る法律施行令（以下「令」という）第三条の内閣府令で定める様式は、別記様式第二のとおり

りとする。

(土地等売買等契約に係る届出)

別記様式第三の届出書を提出してしなければな

2 前項の規定にかかわらず、土地等に関する所

有権を移転し又は所有権の取得を目的とする権

利を移転若しくは設定しようとする者は、別記様式第四の届出書を提出して、土地等に關する

権式第四の届出書を提出して二埠等に開て之を所有権の移転又は所有権の取得を目的とする権

利の移転若しくは設定を受けようとする者（以下「譲受け予定者等」という。）は、別記様式

第五の届出書を提出して、それぞれ前項の届出書に記載された「予定者等」といふことは別語である。

3 をすることができる。  
去第一三、第三項の規定によれば、同上

法第十三条第三項の規定による届出は別記  
様式第六の届出書を提出してしなければならな

4 前項の規定にかかるらず、土地等に関する所有権を移転し又は所有権の取得を目的とする権い。

別記様式第一（第二条関係）

第 号		年 月 日
合 金 金 属 材 料 进 出 库 单 据		
内装整理大类		
品 名 称	规格及名称	先发后补
合 金 金 属 材 料	合 金 金 属 材 料	先 发 后 补
1. 本单由仓库保管员填写，填写时必须按仓库的实物情况填写。2. 本单由仓库保管员填写时，必须按仓库的实物情况填写。3. 本单由仓库保管员填写时，必须按仓库的实物情况填写。4. 本单由仓库保管员填写时，必须按仓库的实物情况填写。		
合 金 金 属 材 料		
合 金 金 属 材 料 明 细		

この命令に係る権限をとったことにより損失を受け、又は他人に損失を与えた場合、戸開閉権限大臣は、その損失を受けた者にして、通常生ずべき損害を賠償します。その権限については、内閣開閉権限大臣と賠償を受けた者が協議しなければなりません。当該権限が成立しない場合には、別記形式第二の裁決申請書を委員会に提出し、裁判を申請することができます。

また、この命令に係る権限によって土地等の利用に著しい実害を来たすことにより、当該

別記様式第二（第三条関係）

別記様式第三（第四条関係）

就業規範第二(第二章) 第二節

- 1 創立の実質  
 2 目的の実質と徳性及びその内容  
 3 組織の組織

年　月　日

敬次日路者 田畠  
 甚名

説明

備考

「創立の実質」については、発生の趣旨及び徳性並びに創立者は命のあった旨を記せよ。記載する旨は、

「目的の実質と徳性及びその内容」については、組織の目的と徳性並んで存する旨を記せよ。

「組織の組織」については、構成の組織の旨、組織が成立した年月と所を明確に記せよ。

以上3点を記載する旨を記入する場合においては、氏名は、その人の名前及び代表者の氏名を記入すること。

測量模式第三〈第四象限儀〉  
土地等高圖等級剖面

### 3 国用目的

**別配模式第四（第四象限例）** 在地的表現的行動例

考  
考

〔参考〕手本によると、「日本に現存する御陵の御廟と御廟石碑は又に何種類か御廟と御廟石碑として現存する御陵を有する」とある。それで、(1)「名古」の御廟には、主に人間にあって、その名前及び御廟の御名を記すことを。(2)「御廟」の御廟には、主に御廟に在する御廟の御名を記すことを。(3)「御廟石碑」等の御廟石碑は、主に御廟に在する御廟の御名を記すことを。(4)「御廟石碑」等の御廟石碑は、主に御廟に在する御廟の御名を記すことを。(5)「御廟」の御廟には、主に人間にあって御廟に記された御廟の御名を記すことを。(6)「御廟」の御廟には、主に人間にあって御廟に記された御廟の御名を記すことを。(7)「御廟」の御廟には、主に人間にあって御廟に記された御廟の御名を記すことを。(8)「御廟」の御廟には、主に人間にあって御廟に記された御廟の御名を記すことを。(9)「御廟」の御廟には、主に人間にあって御廟に記された御廟の御名を記すことを。(10)「御廟」の御廟には、主に人間にあって御廟に記された御廟の御名を記すことを。(11)「御廟」の御廟には、主に人間にあって御廟に記された御廟の御名を記すことを。(12)「御廟」の御廟には、主に人間にあって御廟に記された御廟の御名を記すことを。

7. 「御廟等の種類・内容」の項目は、当該する御陵等にチェック（△印記入）すること。

別記様式第五（第四条関係）

被嘱托人(被嘱托事務の担当者)		土地等専門家(専門家)	
		年 月 日	
内閣総理大臣閣			
被嘱託者名 (被嘱託事務の担当者の氏名)		届出者名 (被嘱託事務の担当者の氏名)	
被嘱託者登録番号 (被嘱託事務の担当者の登録番号)		届出者登録番号 (被嘱託事務の担当者の登録番号)	
重要情報登録及び個人情報保護等における生じた問題の調査の実施の範囲及び結果に係る報告書提出の権利に関する権利行使の手続につき、以下のとおりお知らせします。			
記			
1 生じた権利に関する権利行使			
被嘱託者登録番号 (被嘱託事務の担当者の登録番号)		届出者名 (被嘱託事務の担当者の氏名)	
権利行使の内容 (被嘱託事務の担当者の登録番号)		届出者登録番号 (被嘱託事務の担当者の登録番号)	
2 地主等に関する権利行使			
権利行使の内容 (被嘱託事務の担当者の登録番号)		届出者登録番号 (被嘱託事務の担当者の登録番号)	
3 被嘱託事務の担当者登録番号 □有者登録 (被嘱託事務の担当者の登録番号) (内閣総理大臣閣の登録番号) □なし登録 (被嘱託事務の担当者の登録番号) (内閣総理大臣閣の登録番号)			
4 権利行使の目的			
被嘱託事務の担当者の登録番号		年 月 日	

別記様式第七（第四条関係）

「廣義の廣義」は、「土地の所有権を移転せし又は何種の取扱を目的とする権利を有する」として記載して置くべきである。

(内)の「廣義」は、法人並に個人、その名前及び其の代表の名前を記すことを指す。(外)の「廣義」は、「土地に係る権利の所有権を有する者を指すものと自らの意思によるものとを含む」として記載して置くべきである。

(内)の「廣義」は、土地上に何等かに記載する登記簿に記載された権利者を指すが、常に「記載された権利者」として記載されなければならない旨を規定すること。

(外)の「廣義」は、土地上に何等かに記載する登記簿に記載された権利者を指すが、常に「記載された権利者」として記載されなければならない旨を規定すること。

「別荘の所有権」には、土地上にあつては登記簿に記載された権利者(即ち、別荘の所有者)と、地代として出資する登記簿に記載された権利者(即ち、賃貸人)とを区別して、土地上の権利を別々に規定する旨を規定すること。

「所有権の制限」には、土地上にあつては登記簿に記載された権利者(即ち、別荘の所有者)と、地代として出資する登記簿に記載された権利者(即ち、賃貸人)とを区別して、土地上の権利を別々に規定する旨を規定すること。

備考  
1 「請求文書」とは、「機器に付随する取扱説明書の轉写又は機器の取扱を目的とする機器小冊子」として日本語を選びた者。あるいは、その名義及び使用者の氏名を記載すること。  
2 「名前」の欄には、必ず記入して下さい。その名義及び使用者の氏名を記載すること。  
3 「住所」の欄には、必ず記入して下さい。その名義及び使用者の氏名を記載すること。  
4 「電話番号」の欄には、必ず記入して下さい。その名義及び使用者の氏名を記載すること。  
5 「郵便番号」の欄には、必ず記入して下さい。郵便番号が、必ず記入して下さい。郵便局が名前がそのままでもらうべきとされるべきの者の名の添字を記入して、はるか外側の欄に郵便番号を記入して下さい。(例) 123-4567 (郵便局) チェック (名前記入) し、該当しない場合は、(名前記入) チェック (名前記入) すること。  
6 「自宅の通話番号」の欄には、必ず記入して下さい。ただし、お宅の代表者  
の通話番号の場合には、必ず記入して下さい。  
7 「会社の通話番号」の欄には、必ず記入して下さい。ただし、会社の通話番号を記入して下さい。  
8 「郵便番号」の欄には、必ず記入して下さい。郵便局が名前がそのままでもらうべきとされるべきの者の名の添字を記入して下さい。  
9 「郵便番号」の欄には、必ず記入して下さい。郵便局が名前がそのままでもらうべきとされるべきの者の名の添字を記入して下さい。  
10 「郵便番号」の欄には、必ず記入して下さい。郵便局が名前がそのままでもらうべきとされるべきの者の名の添字を記入して下さい。  
11 「郵便局(出事務)」の欄は、該当する箇所にチェック (名前記入) すること。